

よくある質問

更新日：2024年1月5日

Q1. 申請からどれくらいで給付されますか。

A1. 申請時期により異なりますが概ね1か月程度で給付します。
申請が認められると決定通知が送付されますので、給付日をご確認ください。

Q2. 給付決定通知は郵送ですか？

A2. 電子申請の方には原則メールで通知します。

Q3. 郵送で申請したい。

A3. 申請書及び封筒をダウンロードし、青森県子育て世帯応援金給付事務センターに送付してください。

Q4. Web申請方法が分かりません。

A4. こちらの動画をご確認ください。(URL:<https://aomori.kosodateoien.jp/>)

Q5. 申請書を送ってもらえますか？

A5. 青森県子育て世帯応援金給付事務センターへお問い合わせください。
電話番号 0120 467 073

Q6. 市町村から児童手当を受給しています。応援金はいつ振り込まれますか？

A6. お住いの市町村へお問い合わせください。

Q7. 18歳の大学生の子どもがいるが応援金をもらえるか。

A7. 平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた子が対象です。

Q8. 市町村から児童手当を受給していますが高校生の子どものも育てています。申請は必要ですか？

A8. 高校生のお子さんの分の申請が必要です。

Q9. 令和5年11月中に青森県内に転入してきました。応援金はもらえますか。

A9. 令和5年11月1日から令和6年2月29日の間に転入された方も対象となります。
なお、児童手当を受給されている場合であっても申請が必要です。

Q10. 青森県内に住んでいますが高校生の子どものが県外の高校に通い、寮生活をしています。給付対象になりますか。

進学等の理由で県外に居住する児童も給付対象になります。
A10. 児童の保険証等のほか、在学証明書等、県外の学校に通っていることが分かる書類を添付してください。

Q11. 単身赴任中の配偶者が赴任先で児童手当を受給しています。青森県内に住む私と子どもは給付対象になりますか。

A11. 児童手当の受給者が単身赴任中であっても青森県内に住所のある児童は給付対象になります。
よって、児童と同居する養育者が申請することにより、応援金の給付を受けることができます。

Q12. 生活保護をもらっていても応援金を受け取れるか。

A12. 生活保護受給世帯も応援金を受給することができます。
また、当該応援金は、生活保護上、収入として認定されません。

Q13. Web申請フォームに画像が添付出来ない。

正しいファイルが選択されているか確認をお願いいたします。
A13. なお、ファイルサイズは10MB以下です。
(拡張子が.jpg, .jpeg, png, .gif, .pdf, heic, heif, heic, heif のいずれか)

Q14. Web申請フォームで申請ボタンを押すとエラーメッセージが出る。

A14. エラー項目の下部に、赤字で印付きのメッセージが表示されますので、スクロールして頂いて各項目を確認して下さい。アルファベットや数字・記号は半角で入力して下さい。

Q15. Web申請フォームから申請する場合の確認書類についてはどのように準備すればよいか。

確認書類を画像データ(確認書類を撮影した写真データでも可)としてご用意ください。
ネットバンキングの場合、下記の情報を確認できる画面を保存してご提出ください。

A15. ・金融機関名
・支店名(支店コード)
・預金種別(普通・当座)
・口座番号
・口座名義人フリガナ等

Q16. 公務員はどのように申請したらよいか。

A16. 児童手当等の受給の有無によらず、養育する全てのお子さんの分について、青森県子育て世帯給付事務センターへの申請が必要です。
市町村役場等にお勤めの方は、「公務員等」に該当するため、養育する全てのお子さまの分の申請が必要です。

Q17. 10月31日時点で青森県内におり、別居監護で県外に住む子どもの分の児童手当をもらっていた。
応援金の対象となるか。

A17. 応援金の対象となります。

Q18. 親元を離れ、自身の収入だけで生活している。応援金の対象となるか。

A18. 応援金の対象となります。該当する方は、扶養誓約書の「その他」にチェックを入れ、生計が独立している旨を記入して提出してください。

Q19. 昨年取得した住民票を添付しても良いですか。

A19. 令和 5年 10月 31日以降に発行されたものとしてください。

Q20. 応援金は課税所得となるか。

一時所得として課税対象となります。
A20. なお、一時所得は、特別控除の対象となり、収入から一律50万円が控除されるため、一時所得の合計額が50万円以下の場合、実質的な税負担の増加はありません。